

## 被災者を雇い入れた事業主の方に助成金が支給されます！ (平成23年5月2日以降の雇入れに限ります)

# 被災者雇用開発助成金のご案内

東日本大震災による被災離職者および被災地求職者を、ハローワーク等※<sup>1</sup>の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主（1年以上継続して雇用することが見込まれる場合に限る）に対して、助成金を支給します。

※ 1 ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者および無料船員職業紹介事業者

### 〈対象労働者〉

震災発生時に原発事故に伴う警戒区域等（計画的避難区域・緊急避難準備区域などを含む）に居住していた方※<sup>2</sup>であって、以下の1または2のいずれかに該当する方。

#### 1. 被災離職者（以下の①から③のいずれにも該当する方）

- ① 東日本大震災発生時に被災地域※<sup>3</sup>で就業していた方
- ② 震災により離職を余儀なくされた方
- ③ ②の離職後、安定した職業についたことのない方※<sup>4</sup>

#### 2. 被災地求職者（以下の①に該当する方）

- ① 震災後、安定した職業についたことがない方※<sup>4</sup>
- ※ 2 震災により警戒区域等外に住所または居所を変更している方を含み、震災の発生後に警戒区域等に居住することとなった方を除きます。
- ※ 3 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）。
- ※ 4 「安定した職業についたことがない」とは、具体的には「週所定労働時間20時間以上の労働者として6ヶ月以上雇用されたことのない」ことをいいます。

### 〈支給額〉

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額です。

対象労働者の 一週間の所定労働時間	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
30時間以上 (短時間労働者以外)	60(50)万円	1年	30(25)万円 × 2期
20時間以上30時間未満 (短時間労働者)	40(30)万円	1年	20(15)万円 × 2期

さらに、対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乗せとして60万円（中小企業以外の企業は50万円）が支給されます。

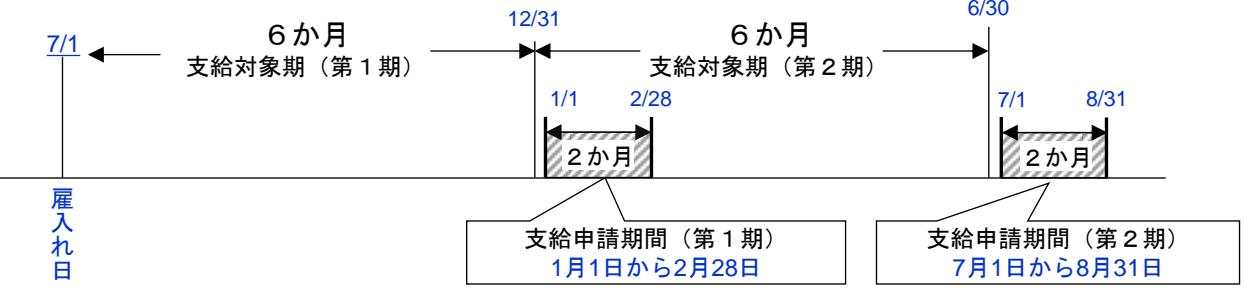


# 〈支給申請の手続き〉

- 助成金は、支給対象期<sup>\*</sup>ごとに、2回に分けて支給されます。
- 支給申請は、支給対象期ごとに、労働局またはハローワークに対して行います。
- 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から**2か月以内**です。
- 1回目の支給申請がなされていない場合でも、2回目以降の支給申請は行えます。  
(ただし、1回目分は支給されません。)

\* 支給対象期は、雇入れ日から6か月間ごとに区切った期間です。

## 【例：雇入れ日が7月1日の場合】



## 利用にあたっての注意点

- 支給申請期間内に申請が行われない場合、原則として支給を受けることができません。
- ハローワーク等の紹介以前に雇用の予約があった対象労働者を雇い入れる場合、助成金の対象とはなりません。
- 雇入れ日の前日から過去3年間に、事業所と雇用、請負、委任の関係にあった者、または出向、派遣、請負、委任の関係により事業所において就労したことのある者を雇い入れる場合は助成金の対象とはなりません。また、事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講等したことがある者を雇い入れる場合も助成金の対象とはなりません。
- 雇入れ日の前日から過去1年間に、当該雇入れ事業主と資本、資金、人事、取引などの面で密接な関係にある事業主と雇用、請負、委任の関係にあった者、派遣、請負、委任の関係により密接な関係にある事業主の事業所において就労したことのある者、または密接な関係にある事業主が行う職業訓練や実習などを通算して3か月を超えて受講等したことがある者を雇い入れた場合は助成金の対象とはなりません。
- 事業主の事業所の代表者または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族）である者を雇い入れる場合は助成金の対象とはなりません。
- 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間（以下「基準期間」という）に被保険者を事業主都合により解雇している場合、または同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を倒産・解雇等による離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません（震災を直接の原因とする解雇等についてはこの限りではありません）。
- 対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合や所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されます。また、対象労働者が支給対象期（第1期）の初日から1か月以内に離職した場合には本助成金の支給を受けることはできません。
- 以下のいずれかの要件に該当する場合、新たに雇い入れる対象労働者について、本助成金の支給を受けることは出来ません。
  - ・ 対象労働者の雇入れ日よりも前に特定就職困難者雇用開発助成金の支給決定の対象となった者のうち、雇入れ日から起算して1年を経過する日（以下「確認日A」という）が基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていること
  - ・ 対象労働者の雇入れ日よりも前に特定就職困難者雇用開発助成金の支給決定の対象となった者のうち、助成対象期間の末日の翌日から起算して1年を経過する日（以下「確認日B」という）が基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Bの時点で離職している割合が50%を超えていること
  - ・ 対象労働者の雇入れ日よりも前に高年齢者雇用開発特別奨励金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていること
  - ・ 対象労働者の雇入れ日よりも前に被災者雇用開発助成金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Aが基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職している割合が50%を超えていること
- 支給申請時には雇い入れられた方が対象労働者であることの証明書類が必要です。（これらの書類の中には、雇い入れられた労働者にご用意いただく必要があるものがあります）。提出できない場合は、支給を受けることができないことがありますのでご注意ください。
- 偽りその他不正な行為によって助成金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取消しが行われます。この場合、すでに支給された助成金については全額を返還していただくとともに、不支給決定または支給決定の取消しを受けた日以後3年間は各種助成金の支給を受けることができません。また、詐欺罪等により刑罰に処される場合があります。

助成金の受給に当たっては、このリーフレットに記載があるほか、各種要件があります。

ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。